

コスメスタートアップ起業支援業務仕様書

この仕様書は、佐賀県から一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（以下、「JCC」という。）が受託した「佐賀県コスメ創業・成長支援事業」のうち、「コスメスタートアップ起業支援業務」の内容について定めるものとする。

第1 目的

創造的な事業を展開するビューティー&ヘルスケア分野のスタートアップを支援することで、世界で活躍するスタートアップを創出し、佐賀の地域資源を活用した新たなビジネスを活性化させ、新たな産業と雇用を生み出すことを目的とする。

また、同時に「日本一コスメビジネスがしやすい佐賀県」としての認知度を高めることにより、国内外から佐賀県でチャレンジしたい人や企業が集まり、地域内でのイノベーション創出や若者を中心としたベンチャーマインドの醸成、県内地元企業との協業、企業立地等を推進する。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

1 ビューティー&ヘルスケア分野スタートアップ起業支援

国内外問わず、ビューティー&ヘルスケア市場における付加価値及び労働生産性を向上させるテクノロジーやサービスを持っているスタートアップ、具体的な事業プランを持っているビューティー&ヘルスケア関連スタートアップを対象に、佐賀県のようなアセット（強み）及びJCCが蓄積してきた多くのノウハウを活用したアクセラレーションプログラムを実施することにより、県内におけるビューティー&ヘルスケア関連企業の集積を目指し、新たな雇用の創出につなげる。

(1) スタートアップ及びその予備軍の発掘

国内外で何か新しいことにチャレンジしたいという思いを持つ層を掘り起こし、(2)のプログラムへの参加を促す。スタートアップ及びその予備軍の掘り起こしの方法は、受託者の知見やリソース、チャンネルを活用し、実効性のあるものを企画すること。

(2) アクセラレーション・プログラムの企画・運営

国内外のスタートアップを対象とし、これらに県内で意欲的な事業活動に取り組んでいる企業関係者なども交えながら、ビジネスプランのブラッシュアップや事業活動等に必要な様々な知識・スキルの付与、外部メンター等による個別指導、ビジネスパートナーとの接点構築などを通じて、スタートアップ等の育成と実効性ある事業計画の立案・策定を伴走支援する。受託者の知見やリソース、チャンネルを活用し、実効性のあるものを企画すること。

企画提案書には、その具体的な内容（時期、概要及び対象者等）を記載するとともに、提案に当たっては以下の点に留意すること。

【アクセラレーション・プログラム参加者の募集・PR・審査】

- ・多くの応募がなされるよう、様々な媒体を通じて事業のPRを行うこと。
- ・外部の有識者等で構成する審査会においてスタートアップの参加者を5社以上選定すること。（内、1社以上は県内スタートアップとする）
- ・審査方法についてはJCCと打合せの上決定すること。

【アクセラレーション・プログラムの実施】

- ・開催場所や形態（常設または定期的な開催など）については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を考慮し、適切な手法を提案の上実施すること。

- ・スタートアップや関係者との面談には JCC のインキュベーション・マネージャーに日程や内容等を伝達し、可能な範囲で同席させること。

【スタートアップへの参加誘因策の提案】

- ・スタートアップに対して本事業への参加を促す誘因策を提案すること。

(3) 資金調達支援イベントの企画・運営(ピッチ、デモデイ)

(2)のアクセラレーション・プログラムで育成したスタートアップを対象とし、これらに県内で意欲的な事業活動に取り組んでいる企業や関係団体等も交えながら、これらと金融機関等の資金供給側とのマッチングを目的に、スタートアップがショートプレゼン(ピッチ)や最終プレゼン(デモデイ)を行い、資金提供を募るピッチイベントを企画・開催する。内容は、受託者の知見やリソース、チャンネルを活用し、実効性のあるものを企画すること。プレゼンやイベントを通じたネットワーク形成により、設定した目標の達成を目指すこと。

①キックオフイベント

- ・佐賀県内で1回実施する。

②ピッチイベント

- ・福岡、大阪、東京等の都市圏で2回実施する。

③デモデイ(投資家等とのマッチング)

- ・佐賀県内で1回開催する。

※各イベントは状況によりオンラインでの開催も検討する。

(4) 代替案の提案等

上記(1)～(3)についてコロナウイルス等の影響により実施が困難な場合の代替案を提案することができる。

(5) その他

(2)アクセラレーション・プログラムで育成したスタートアップを対象とし、2021年に実施するフランス現地でのピッチイベント(COSMETIC360等)に参加させる。こちらは契約締結後、別協議となる。

2 JCC インキュベーション・マネージャーとの連携

JCCが雇用予定のインキュベーション・マネージャーと連携して、地域に残るようなノウハウを共有しながら、JCC単体でも自走してスタートアップ支援が出来るように育成する。

3 メディア、広報活動

プログラム実施期間中、本業務の取り組みを認知してもらうべく、年間の活動を通じた広告戦略を立案し、提案する。

第3 本業務における目標及び責務

業務内容	項目	成果指標
コスメスタートアップ起業支援	新たなビジネスモデルを持ったビューティー&ヘルスケア分野の起業件数	3社
国内外スタートアップの発掘	国内外ビューティー&ヘルスケア分野のスタートアップ発掘件数	10社

なお、佐賀県内の地域素材、協業企業の紹介、メディアへの掲載など地域経済に効果のあるネットワーク形成を JCC 雇用予定のインキュベーション・マネージャーと行い、設定した目標の達成を目指すこと。

第4 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告(成果物)

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

第7 その他留意事項

- (1) 本業務委託仕様書に定めていない事項については、JCCと協議するものとする。
- (2) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (3) 受託者は、事業の実施状況について適宜 JCC に報告する。
- (4) 本業務を実施するに当たり、第三者（県・JCC 及び受託者以外の者）が所有する資料等を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 本業務において制作された資料等に係るデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、所有権等については、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (7) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを JCC に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (8) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、JCC と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、JCC 関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 採択企業等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報を提供しないこと。
- (13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき JCC が判断した場合には、JCC の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と JCC の協議によることとする。